

## 公共工事品確法技術者コース受講・指導契約書(面接対策のみ)

### 1. 目的

本契約書は、受講者（以下、甲と呼ぶ）が受験する公共工事品確法技術者試験の論文（論文Ⅰ、Ⅱ）及び面接の合格に向けて、指導者（以下、乙と呼ぶ）が行う指導について定めたものである。面接対策のみ指導を行う。

### 2. 指導者の義務 1

乙はセミナーにおいて、甲の合格に対して最大限のレベルアップが図れるよう情報提供に努める。

### 3. 指導者の義務 2

乙はセミナーにおいて、甲が効率よく答案作成が図れるように配慮する。

### 4. 受講者の義務 1

甲はセミナーにおいて本契約期間中、答案作成に関する技量の向上に努める。

### 5. 受講者の義務 2

甲はセミナーにおいて答案作成に必要な情報を乙から求められた時、可能な限り詳しく、迅速に回答することに努める。

### 6. 受講者の義務 3

甲は、話し合いで同意した予定期日までに課題を作成し、乙に電子メールにて送付する。

### 7. 会費納入

甲は、会費を表 1 に示す時期までに所定の金額を指定口座に振り込むものとする。

表 1 会費

納入回	納入時期	金額	備考
1	本契約締結時	50,000円	ただし申込日まで

### 8. 面談時間等

乙が甲に対して行う面談指導は、原則として1回2時間までを限度とし、午前10時から午後6時までの間とする。面談日は、甲乙の協議により1週間以上まえに日時を決定し、その間隔は原則2週間以上とする。

### 9. 面談場所

面談指導の場所は原則的に東京都中央区日本橋浜町1-10-8とする。ただし、甲が乙の交通費を負担する場合は、甲乙協議により場所を変更可能とする。

### 10. 面談指導ができない場合の措置

面談指導ができない場合は、甲乙が双方から速やかに協議して再度日程を調整する。乙の居住地が遠隔地等で面談が困難な場合は、電話又は電子メール、口述録音音声ファイル（Eメール添付またはFTP）にて面談指導を代替するものとする。面談指導ができない場合に電話連絡する場合の電話料金は甲が負担する。

### 11. 試験情報提供の協力及び合否判定サービス

筆記試験終了後、甲は次のことを行う。

甲が面接試験で問われた質問、解答した答弁内容のワープロ原稿を乙に提出する。

上記が行われた場合、乙は試験の合否判定、講評を無償で甲に対して行う。

### 12. 契約期間

本契約の契約期間は、契約締結日から直近の試験面接日までとする。ただし、有効期間が満了したときには、甲乙協議の上で契約を更新することができる。また、初年度不合格の場合にも以下のとおり契約を更新することができる。

① 翌年度の試験前面談指導を一回無償で行う。

② 契約延長料金3万円にて一年間延長指導を行う。

### 13. 契約の解除

乙は、甲が次の各号の一に該当したときには、乙から甲に通知、催告なしに本契約を解除することができ、既に納入された受講料の返還はしないものとする。

①受講料の支払いを1ヶ月以上滞納した場合。

②乙から甲への通信に対して1ヶ月以上回答がなかった場合。

#### 14. 疑義

疑義が生じた場合には甲乙双方が速やかに連絡を取り合い、双方から情報の交換に努めるものとする。

#### 15. 提出物の著作権の許諾

甲は、甲が乙に対して提出した一切の文書の内容を、乙が甲に対して承諾取ることなしに、乙が技術者能力開発研究、指導の目的で利用することを許諾する。ただし、乙は、甲の個人情報、所属機関、業績上の固有名詞、物件の所在地を特定できるような記述を用いないことを甲に誓約する。提出した一切の文書とは郵送した文書及びメール類（答案、資料、図、記事コピー、メモ、写真などを含む）とする。

#### 16. 付随有償サービス

乙が甲に対して行う次のサービスは、甲から乙に注文があった場合に別途有償にて行う。申込書書き換え:繰り返し加筆して、答案の文字数が規定文字数に収まらなくなった場合に、成果を失わずに答案の文字数を削減して、模範答案として書き上げる作業を代行する。

署名捺印

〒

甲 受講者 住所

電話

氏名

印

記入日 年 月 日

乙 指導者

住所 〒104-0033 東京都中央区新川 2-15-7 アムス八丁堀 I 302

電話 03-5542-0379 携帯 090-1262-5416

技術士合格への道研究所

佐武良祐

印

e-mail r-satake@nifty.com 記入日 年 月 日

携帯メール gijutsushi12103@softbank.ne.jp

<http://www.gijutsushil.com/>